

令和3年 5月 6日

保護者 各位

三股町立三股中学校
校長 米丸 麻貴生

新型コロナウイルス「感染警戒区域」の指定に伴う対応について（お知らせ）

日頃より、本校の教育活動並びに新型コロナウイルス感染症対策につきましては、ご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、5月3日に県の示す警報レベルが「レベル2（特別警報）」から「レベル3（感染拡大緊急警報）」に変わりました。

本校におきましても、町教委からの通知を受け、文部科学省「学校の新しい生活様式（2021.4.28 Ver.6）」に基づき、これまで以上に感染症対策を行いながら教育活動を行ってまいります。

保護者の皆様には、現在の状況を御理解いただき、下記の通り、改めまして感染拡大防止対策への御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校における「特に感染リスクの高い学習活動」の実施について以下の点に留意する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 「3つの密（密集・密接・密閉）」を避ける。(2) 「近距離での活動」、「マスクなしでの向かい合っでの発声」は行わない。(3) 一定の距離（できるだけ1メートルを目安）を保つ。(4) 教材教具の貸し借りはしない。(5) 器具や用具を共用で使用する場合、使用前後の手洗いを行う。(6) 体育館など屋内で体育を実施する場合、呼気が激しくなる運動はしない。 |
|---|

2 出席停止の取扱いについて 【(1) (2) (4) (5) は変更無し】

- (1) 生徒の感染が判明した場合、出席停止扱いとなります。
- (2) 生徒が濃厚接触者に特定された場合、出席停止扱いとなります。
- (3) 生徒の家族にPCR検査の要請があり、陰性と判断された場合でも、その家族が自宅待機（経過観察）を指示された場合は、同じ期間、出席停止扱いとなりますので、学校にご連絡ください。
- (4) 生徒に発熱等の風邪の症状が見られた場合、出席停止扱いとなります。
 - ※「風邪の症状」：主に「かぜ」「発熱」「咳」「鼻水」「喉が痛い」
 - ※「発熱」と判断する基準：原則37.5度以上 ただし症状には個人差があるため、生徒の平熱と併せて判断する。
- (5) 生徒の同居の家族に発熱等の風邪の症状が見られる場合、出席停止扱いとなります。

3 家庭における生徒の健康状態の把握について

- (1) 引き続き各家庭で生徒の検温（登校時）をお願いします。
- (2) 生徒だけでなく、同居のご家族についても毎日の健康状態を確認してください。

4 部活動等については、対応が変更になる際には別途連絡いたします。

5 保護者の皆様へのお願い

- (1) 感染者についての根拠のない噂話等は、不当な差別や偏見につながる恐れがあります。感染者及びその御家族等、関係者の心情に十分御配慮いただき、感染された方を特定し誹謗中傷することや、根拠のない噂話等は厳に慎んでいただきますようお願い申し上げます。
- (2) お子様や同居する家族の感染が確認されたり、濃厚接触者と特定され、PCR検査や抗原検査を受検されたりする場合、平日は必ず学校に御連絡ください。なお、週休日等については三股町役場（52-1111）に御連絡ください。